

令和7年2月14日

松田町職員の懲戒処分について

地方公務員法に基づく職員の懲戒処分を行いましたので、『松田町職員の懲戒処分の指針』第7の公表基準に基づき公表します。

1. 欠勤をした職員の懲戒処分

(1)	被懲戒処分者	主任主事 30歳代 男性
(2)	事案の概要	令和6年中、体調不良を理由に計9日3時間30分の欠勤をしたが、再三に渡る医療機関の診断書の提出命令に応じなかったため、正当な理由のない欠勤とした。
(3)	処分内容	減給10分の1 3カ月
(4)	処分年月日	令和7年2月14日

事務担当は、総務課 庶務係 0465-83-1221